

# 群馬県小学校・中学校教育研究会会則

平成31年3月12日一部改正

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は群馬県小学校・中学校教育研究会と称する。

(会 員)

第2条 本会は、群馬県内の小学校・中学校に勤務する校長および教職員ならびに本会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、会長の在勤する学校におく。

## 第2章 目 的

(目 的)

第4条 本会は、会員の研修活動を助成促進し、本県小学校ならびに中学校教育の振興を図ることを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 教育の振興に関する研究調査
2. 研究会・講習会・講演会等の開催
3. 機関紙および会報等の刊行
4. 個人研究・共同研究の奨励
5. 教育関係ならびに教育研究団体相互間の連携
6. その他本会の目的達成に必要な事項

## 第3章 役 員

(役 員)

第6条 本会に、次の役割をおく。

会長 1名、副会長 4名

理事 若干名、幹事 若干名

書記 3名、会計 3名

(役員を選出)

第7条 役員を選出は、次のとおりとする。

1. 会長・副会長は、理事会において選出する。
2. 理事は、各部長がこれにあたる。
3. 幹事は、会長が委嘱し、書記・会計は、会長が会員の中から委嘱する。

(役員の任期)

第8条 役員任期は、1年とする。ただし、再選をさまたげない。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し会務を統理する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し本会の会務執行について審議する。
4. 幹事は、所属する都市の連絡調整ならびに会費を扱う。
5. 書記は、本会の庶務を、会計は、本会の会計事務をつかさどる。

(顧 問)

第10条 本会に顧問をおく。顧問・参与は理事会の議を経て、会長が委嘱する。

## 第4章 会 議

(会 議)

第11条 本会の会議は、総会と理事会とする。

(総 会)

第12条 総会は、年1回以上開催する。ただ

し、理事会をもってこれにかえることができる。

- 2 総会は、予算・決算・その他重要事項を審議決定する。

(理事会)

第13条 理事会は、会長が招集し、会務の執行を審議する。

## 第5章 部 会

(部の構成)

第14条 本会に次の部会をおく。

- ア 小学校－国語、社会、算数、理科、生活・総合的な学習、音楽、図画工作、家庭、体育、道徳、特別活動、英語
- イ 中学校－国語、社会、数学、理科音楽、美術、保健体育、技術・家庭、英語、道徳、特別活動、総合的な学習
- ウ 教科外研究部会－学校図書館、情報教育、人権教育、進路指導、生徒指導（教育相談）

(部会の細則)

第15条 各部会の組織運営に関する細則は別に定める。

## 第6章 会 計

(会 計)

第16条 本会の経費は、会費および補助金をもってこれにあてる。

(会計年度)

第17条 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第18条 会計監査委員は3名とし、理事会において選出する。  
会計監査委員の任期は1年とする。

## 第7章 付 則

第19条 本会則を改正する場合は、総会の承認を得るものとする。

第20条 本会則は、昭和48年4月1日より実施する。

## 部会の組織運営に関する細則

第1条 本細則は、群馬県小学校・中学校教育研究会会則第15条に基づいて定める。

第2条 各部会は、群馬県小学校・中学校教育研究会〇学校〇〇部会と称する。

第3条 各部会は、次の方針によって運営する。

1. 各部の自主性を尊重する。
2. 研究成果は、各小中学校に浸透するようにする。

第4条 部の運営組織は、およそ次のとおりとする。

部会長 1名、副部会長 若干名、書記 1名、会計 1名

第5条 会議は、総会、理事会等とする。

第6条 部会の事業計画・会計については、各部会で企画し、理事会の承認を得るものとする。